沖縄県既存建築物耐震診断及び耐震改修指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律123号以下「法」という。)に基づき、耐震診断及び耐震改修を行うにあたり必要な事項を定め地震による建築物倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、もって公共の福祉に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。
- 3 「耐震診断技術者」とは、耐震診断及び耐震改修の計画を行う者をいう。
- 4 「耐震関係規定に適合しない建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの及び昭和55年建設省告示1791号・同1792号の基準に適合しない既存不適格建築物をいう。

(県の責務)

第3条 県は法第13条に規定する教育活動、広報活動及び指導等により耐震診断及び耐 震改修を促進するため、基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(建築物の所有者等の責務)

第4条 第2条第4項に該当する建築物の所有者等(管理者又は占有者を含む。)は、耐震診断を行い必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

(耐震診断技術者の責務)

第5条 耐震診断技術者は、法第3条の規定に基づく耐震診断及び耐震改修に関する指針 等に基づいて耐震診断及び耐震改修の計画を行うとともに、資質の向上に努めなければ ならない。

(社団法人沖縄県建築士事務所協会の協力及び役割)

- 第6条 県は、第3条の施策の実施について、関係機関との連携を図るほか、耐震診断・ 及び耐震改修計画の適否に係る技術的な審査(以下「判定」という。)並びに耐震診断 技術者の指導及び育成について、社団法人沖縄県建築士事務所協会(以下「協会」とい う。)に協力を求めるものとする。
- 2 協会は、前項の規定により運営要領等を作成し、業務を実施するものとする。

(判定)

- 第7条 耐震診断又は耐震改修計画を行う場合、建築物の所有者は耐震診断技術者に依頼 し、協会の判定を受けるものとする。
- 2 協会は前項の規定により判定を行った結果、適当と認める場合は、耐震判定書を建築 物の所有者に交付するものとする。

(計画の認定)

- 第8条 法第5条の規定による「計画の認定」を申請する場合には、申請書に法に定める 書類の他に、協会の交付した耐震診断及び耐震改修の計画に係る耐震判定書を添付しな ければならない。
- 2 前条及び前項の規定は、法第6条の規定による変更の認定を受ける場合について準用 する。

(改修工事の審査)

- 第9条 建築物の所有者は、計画の認定を受けた耐震改修に係る工事が完了したときは、 その旨を工事が完了した日から4日以内に到達するように、特定行政庁に耐震改修完了 届(様式1)、若しくは耐震改修完了通知(様式2)を提出するものとする。
- 2 特定行政庁は、前項の規定による届出を受理した場合においては、その届出を受理した日から7日以内に、耐震改修計画の認定を受けた計画に従って耐震改修を行っているかどうかを、審査するものとする。

(完了検査の合格通知)

第10条 特定行政庁は、前条の審査の結果、改修工事が計画の認定どおりの場合、建築物の所有者あて完了検査合格通知書を交付する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。